

農業者・農業者団体等に対する主な補助事業（機械・施設の導入関係）

令和6年4月現在

支援の内容	事業名	対象者	成果目標	補助率	補助金上限額	採否方法	備考
1 2 3 農業用機械・施設の導入 (50万円以上)	担い手確保・経営強化支援事業【国】	人・農地プランの中心経営体かつ認定農業者	付加価値額※の拡大など ※[収入総額－費用総額＋人件費]	1/2	法人 3,000万円 個人 1,500万円	申請者の取組をポイント化し、上位から採択	・国の補正予算による事業のため、実施されない場合あり ・補助金額と同額以上の融資活用が必要 ・ポイントが採択基準に満たないなど要望を受付できない場合あり
	農地利用効率化等支援交付金【国】	人・農地プランの中心経営体など	付加価値額の拡大など	3/10	300万円	申請者の取組をポイント化し、上位から採択	・補助金額と同額以上の融資活用が必要 ・地域ごとの申請となるため、要望者全員を受付けできない場合あり
	産地生産基盤パワーアップ事業【国】	産地パワーアップ計画（品目ごと）に参加する農業者、農業者団体など	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2	なし	産地パワーアップ計画の成果目標の度合いと目標達成の実現性を総合的に判断	・「産地」形成の基準として、品目ごとの面積要件あり ・産地パワーアップ計画の成果目標を産地」として達成する必要あり
4 農業用機械・施設の導入など (20万円以上)	元気な地域農業担い手育成支援事業【県、市】	農業者団体、農業法人など	(1)販売金額又は農業所得の15%以上の拡大など (2)新規就農者数の増加など	1/2	400万円	地域への波及効果等を作文形式で審査し、上位から採択	・補助率内訳 県1/3、市1/6
		就農から10年目以内かつ販売金額1,000万円未満	販売金額又は農業所得の15%以上の拡大	1/2	250万円	地域への波及効果等を作文形式で審査し、上位から採択	
		女性農業者の労働環境改善を図る農業者、農業者団体など	女性の農業従事者数の増加など	1/2	100万円	地域への波及効果等を作文形式で審査し、上位から採択	
5 農業栽培用ハウス新設整備 (50万円以上)	魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業【県、市】	認定農業者、農業法人など	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2	3,000万円	成果目標達成に向けた事業計画の作成	・補助率内訳 県1/3、市1/6
6 サクランボ省力仕立て施設整備に係る資材導入 (50万円以上)		農業者	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2	1,000万円 (面積当たりの上限あり)	成果目標達成に向けた事業計画の作成	・サクランボの省力仕立て(Y字、V字、平棚仕立て)の施設のみ対象 ・事業実施年度の前後1年以内に苗木定植が条件 ・補助率内訳 県1/3、市1/6
7 鳥獣被害防止のための電気柵又はワイヤーメッシュ柵の設置	有害鳥獣被害軽減モデル事業【県、市】	農業者、農業者グループなど	有害鳥獣の侵入による農作物被害の軽減	1/2	200,000円	有害鳥獣の侵入による農作物被害が大きい方を優先	・補助率内訳 県1/4、市1/4
8 モモの帆柱・枝受支柱導入支援 サクランボ・トマトの園芸ハウス改修支援 スイカのかん水・排水対策支援 重点作物に関する視察研修支援 モモの病害対策支援 重点作物の種苗購入支援 サクランボの雨よけハウスビニール被覆作業委託支援 重点作物生産農地の土壌改良支援	重点作物推進事業【市】	農業者	なし	1/2	50,000円/樹体1本	なし	・モモの雪害対策または樹形確立を図る帆柱・枝受支柱の導入 ・サクランボハウスの労力軽減・安全確保を図る軽微な改修 ・トマトハウスの労力軽減・安全確保または長寿命化を図る軽微な改修 ・スイカのかん水チューブの導入、明きよ・暗きよの設置工事に要する重機レンタルなど ・重点作物の生産者団体（3名以上の団体）などが行う視察研修 【事後申請】 ・モモのせん孔細菌病の対策を図る農業の購入
				1/2	100,000円		
				1/2	100,000円		
		1/2		30,000円			
	農業者団体	1/2		30,000円			
	農業者	1/3		10,000円/10a又は10本			
	1/3	サクランボ 1,500円/本 モモ 800円/本 スイカ 80円/本・粒 トマト 80円/本・粒					
	1/2	50,000円					
1/2	30,000円						
【事後申請】 ・サクランボは佐藤錦、紅秀峰、山形C12号 ほかの購入 ・モモは川中島白桃、あかつき ほかの購入							
【事後申請】 ・70歳以上の経営者による被覆作業の委託							
【事後申請】 ・土壌診断の分析結果が確認できる書類							

留意事項

- ・令和6年4月現在の情報です。今後、事業名称や要件等が変更になる場合があります。
- ・要望調査から採択、交付決定まで時間を要します。機械・施設の導入については、導入を希望する前年度の10月まで農林課にご相談ください。
- ・各事業とも予算に限りがあるため、必ずしも要望が採択されるものではないことをご了承願います。
- ・一部を除き補助事業を活用する際は、交付決定後に契約、購入となりますので、ご注意ください。
- ・補助事業で導入した機械等については、農機具共済等への加入が必須となります。
- ・補助事業の採択後は、計画の成果目標を達成するまで、毎年、状況報告（確定申告関係書類の提出）が必要になります。
- ・上記以外の補助事業もあります。詳しくはご相談ください。

【担当】
村山市 農林課 農業振興係、農政係
Tel 0237-55-2111（内線251, 252, 253）